

認定番号	01P-080-03
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	戸田建設株式会社
作業所名	宮城県津谷川災害復旧
作業所所在地	宮城県気仙沼市本吉町
工期(自)～(至)	2015. 10 .25 ～ 2019. 3. 25
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	土工事、水門構造物工事
工事概要 (120字以内)	東日本震災により被災・破堤した二級河川津谷川の堤防復旧整備工事であり、既設堤防(高さ4m)を撤去し、最大高さ14.7mの築堤盛土、不透過型の被覆ブロックで法覆護岸を築造する。その他、水門1基、樋門1基の撤去および新設を含む工事である。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
- ②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください

① 写真



② 説明文

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置。夏季には、送風機、扇風機、スポットクーラー、テントを設置し、高温多湿とならないよう暑さ(WBGT)指数を低減、熱中症防止、快適化を図った。また、冬季にはジェットヒーターを設置して、作業環境の改善、快適化を図るとともに、健康阻害防止の対策、凍結による転倒事故防止対策を行っている。躯体施工では、コンクリートの寒中養生も兼ねて、防風シート設置、ハーネスヒーターを設置して品質向上とともに作業環境の改善、快適化を図っている。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください

① 種類



② 常備の状況

熱中症予防の水分、塩分摂取のために、現場休憩所に熱中飴・タブレットを用意し、冷蔵庫には経口補水液とスポーツドリンク、ウォーターサーバー冷却水を常備している。また、製氷機と、保温型の大型(6～10リットル)ウォータージャグを用意し、外でも冷たいお茶やスポーツドリンク、温かい飲み物を飲めるようにしている。しっかりと水分、塩分が取れているかもチェックして声掛けも行っている。冬季には、保温器にコーヒーやお茶などのホットドリンクを常備し、電気ポットで温かい飲み物や食べ物を摂取できるようにしている。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください

① 服装の写真

ネックウォーマー、ニット帽、防寒靴下、防寒手袋等



安全大会配布



ヘルメット用麦わら帽子



空調服、防暑たれ



② 冷却・保温機能

空調機付ジャンパー、防暑たれ、麦わらハットで冷却効果、
ネックウォーマー、ニット帽、防寒靴下、防寒手袋、発熱インソール、靴用カイロ等で保温効果

③ 制度の内容

安全大会で作業員の要望を聞いて、冷却・熱中症対策グッズもしくは保温グッズを支給、
元請や職長会からの配布

④ 実績

3か月毎の全国安全週間や全国労働衛生週間等などの安全大会で元請から配布
各期毎の職長会からの防暑たれ配布、1次協力会社からの空調服配布など

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果

資材置場・安全通路・法肩・車両ルートを色の違うカラーコーンやポール+蛍光旗、看板などでわかりやすく明示して作業動線を確保し、使いやすく安全な作業空間とした。

■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果

海に近く風の強い場所であり、吹き流しに加えてわかりやすい3色警告灯付風速計を設置。河川敷の作業があるため警告灯付水位計を採用。津波・高潮等作業中止や退避に活用。

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果

元請、職長がWBGT 警報機器で測定し、危険度、対策について検討し作業員に注意喚起。現場にレベルを掲示、作業員に周知して、水分塩分補給や休憩など熱中症対策に活用。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果

鉄板敷や散水車2台での散水による粉じん防止

洗車機による泥落とし、スイーパー、人力による清掃で粉じん防止

■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果

函体内では、蛍光灯+投光器の使用で照明設備の増設

施工ヤードでテラスター、バルーン、水銀灯で照度確保

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果

防音シートによりコンクリート研り時の騒音低減および計測により効果確認

ハイブリッドや超低騒音・排出ガス対策型のバックホウ使用により騒音低減と排気ガス低減

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果

ICT 土工、3次元設計データの活用、レーザースキャナ測量、GPS測量、自動追尾 TS 測量、GNSS 転圧管理システム、デキスパート、電子黒板、iPad で生産性向上、省人化効果

■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果

360° Web カメラにより事務所及び外で現場モニタリング～施工指示および安全管理、出入口車両管理、ビデオで品質管理を記録し、職員、職長等の省人化効果、生産性・安全性向上

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果

作業員のストレスとならないよう使いやすい作業床、昇降、通路確保を目的として各所に樹脂作業台ステップキューブを採用。作業姿勢改善、作業場の段差解消、工期短縮効果

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果

北日本で冬季は日が暮れるのが早いため、作業員の意見を聞き夕方暗い中での作業とならないよう、冬季(11月～2月)は朝礼を1時間早くして7:00～16:00を標準時間としている。照度が確保できる時間での作業となりストレスが少なく、夕方の時間を個人で多く使えるため評判良好である。宿舎の食事時間や風呂の時間もそれに合わせて使用できるように配慮している。

■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果

法覆護岸工において、法面勾配は1:3と緩いものの2次製品上はすべりやすくなっており、移動においてストレスがかかる。作業場所に行く昇降階段や転落防止ネットの安全対策に加えてすべりにくい靴を支給して動きやすく改善して歩掛が向上、デザイン性もあり。

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果

東日本大震災の復興工事であり、元請、作業員は全国から集まっており週末に家族のもとに帰れずストレスとなることが多い。地元も含めた BBQ や忘年会など懇親会を多く開催しており、ゴルフ、バスケ、スノボ、マラソンなどにも参加、リフレッシュ、コミュニケーションアップ。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること

① 写真



② 説明文

現場事務所および宿舎には、事務補助員、賄い人、清掃員と女性がいるため、男女別とし女性専用トイレを設置して明示している。水洗、洋式便座ウォッシュレット付で、毎日清掃人を入れて、清潔に維持管理されている。現場近接で歩ける距離にあるので、いつでも快適に清潔に利用可能である。

現場には女性がいないため、男女別としていないが今後設置を検討。

震災復興工事のため電気、水道がないが、発電機や水槽を用いて照度確保、簡易水洗、手洗いおよび毎日の清掃、早めの汲み取り等で清潔に維持管理、また、国交省仕様となる「快適トイレ」を設置、休憩所隣も含めて利便性、快適性を向上。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 写真



② 説明文

数人ずつ各班の作業員がゆったりとでき、リラックスできる広さで作業場所近くに休憩所を設置。震災復興工事であり、電気、水道がない場所が多いが、長い距離の仮設電気で冷蔵庫等家電が使えるよう配慮。水道も近接の事務所、宿舎より毎日運びポットや手洗い水を使えるように維持管理している。カーペットを敷いて長靴を脱いで休憩できるようにし、冷蔵庫やテレビなども設置して快適性を向上させ、健康、衛生保持。

冷暖房設備としてのエアコンに加えて、要望により石油ストーブなどを設置。

カッパ掛け、洋服掛けもの作成、ごみの分別、ティッシュやトイレトペーパーの予備をハウスに保管するなど、衛生保持を心懸けている。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 写真



② 説明文

現場事務所および宿舎において、喫煙室を設置して分煙とするとともに、

喫煙者に対して健康配慮するよう禁煙のメリットのポスター掲示。

健康のため禁煙週間にもチャレンジしている。

喫煙室は、テーブル、椅子を配置。常に、集じん、空気清浄機、換気扇を稼働させ、
毎日の清掃で吸殻処理、窓を開けて換気行っている。

共同スペースとなる事務所、食堂等では受動喫煙とならないよう禁煙としている。

【審査項目⑪】《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 写真



② 説明

作業終わりや雨のあと使えるよう現場近接箇所の宿舎に、シャワー、お風呂の先身施設あり。家庭並みの大型ユニットバスを4か所設置、また、大浴場を2か所設置して、シャワーは同時に14人が使えるよう整備。バスマットやかご、棚なども設置して利便性を向上。体重計も設置して各自健康管理している。毎日、清掃をして衛生面も管理。

【審査項目⑫】《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果

元請で地元の体育館を借り、毎週水曜日の夜に、作業員も含めてバスケットボールを開催。マシンを使用したり近所を走って鍛え、毎年、地元のマラソン大会に参加して健康保持。

■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果

休憩室では、こたつ、エアコン、電気ストーブ、テレビを用意し自由に歓談、仮眠、相談等できるようにしている。食堂もこたつとし、鍋やたこバーなど開催。

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果

現場事務所下や宿舍近接に各協力会社の事務所を設置し、作業員が各社に相談、打合せできる場所を確保、血圧等の健康チェック、ストレス度チェック、フォローも行っている。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果

現場近接の現場事務所、宿舎に鏡や収納付洗面所を設置し、衛生保持、利便性向上。
全10か所に設置し多人数でも利用可能。

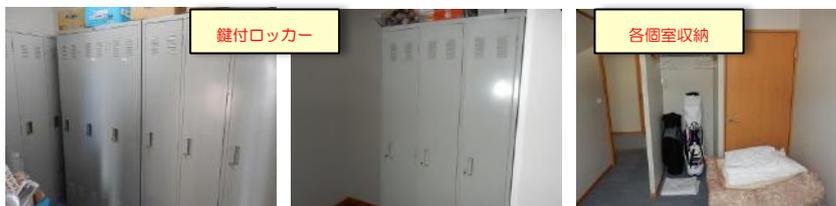
■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果

更衣室設置または現場近接に宿舎を設置し、個室ですぐに着替えができるよう整備

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果

鍵付きロッカーを設置して、個人の持ち物、貴重品を管理

宿舎に部屋のある人は、宿舎の扉の鍵をすべて違うものとし部屋で管理

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四) ①写真



②具体的な機能・効果

現場近接の現場事務所、宿舎に食堂設置、住込みの賄い人で食事提供し、常に温かい食事ができるように利便性控向上。調味料やカップ麺などを用意、食事代の補助も実施。

■施策(五) ①写真



②具体的な機能・効果

コンビニも遠いため、現場近接の現場事務所、宿舎付近に自動販売機設置して利便性向上。3か所違うメーカーで選べるよう配慮している。

■施策(六) ①写真



②具体的な機能・効果

現場休憩所および現場近接の現場事務所、宿舎に家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、洗濯機)設置。食堂や各部屋でテレビ視聴可能としており、利便性向上。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
 について、ご記載ください

① 写真



② 説明文

- ・企業単位及び労働者単位の適正な社会保険加入状況について調査・把握の実施
 元請の会社主導で通達～定期的に調査を実施、現場から会社への報告実施
- ・加入に向けた周知徹底・指導

社会保険加入に向けて、現場事務所や会議室、協力会社事務所、休憩所等に、ポスターを設置して現場入場者に対する周知徹底、指導を実施。また、毎月の災害防止協議会において資料を配布して、書面により全協力会社へ指導している。協力会社の安全書類の作業員名簿および施工体制台帳及び再下請負通知書の社会保険の加入状況欄の記載内容により、加入状況の定期把握と結果のフィードバック。未加入者に対して工事現場への入場を認めないことを徹底。また、新規入場者教育用紙への追記。

- ・見積要綱、契約書等契約関係書類

協力会社との契約時には、書面により、再下請負も含めたすべての下請企業について企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導。法定福利費を内訳明示した見積書を作成し元請負人に提出することを見積条件化し、法定福利費の内訳明示を徹底。法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
- ③加入周知の方法、
について、ご記載ください

①建退共制度適用標識シール写真



事務所会議室



現場事務所入口



協力会社休憩所

②加入周知に用いた資料

ポスター、パンフレット掲示、配布



ポスター



建退共制度の手順

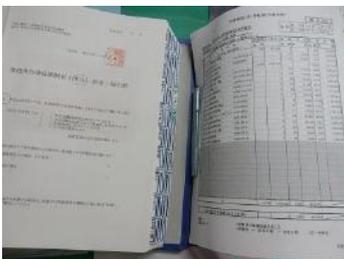


ポスター

③加入周知の方法

現場事務所、会議室への掲示、毎月の災害防止協力会での周知、資料配布

各社への配布申請書(辞退書)の確認、受け払い簿にて毎月チェック、フォローアップ



建退共配布申込書・受払簿

【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

① 具体的な数値目標

現場事務所36協定において-管理監督者とも、時間外労働

- 1か月の上限:80時間未満(休日労働を含む)
- 年間の上限:960時間未満(休日労働を含む)

作業所目標-管理監督者とも、時間外労働

- 1か月の上限:45時間未満(休日労働を含む)
- 年間の上限:540時間未満(休日労働を含む)

② 取り組み方法

長時間労働の是正のために、労働生産性の向上できる方策を試している。帰りにくい雰囲気とならないよう、全休日、ノー残業デーなどについて協力会社と相談しながら、ポスターで目標を掲示するなど取り組んでいる。また、毎月会社へ報告して相談するなど改善策を検討している。下請企業に対しても職長会や災防協を通じて要請。

③目標に対する達成度

作業所目標である時間外労働1か月45時間未満について、管理監督者含め基本的に守られている。ただし、設計変更や中間検査前などは一時的にオーバーする者がいるため、生産性向上ツールの使用、書類簡素化などで業務改善していきたい。年間540時間以内は目標達成。下請け企業については、1か月、年間ともに目標をクリアしている。概ね健康管理は良好である。

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <p>・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p> <p>・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p>			
期間	第2、4土曜 日+日曜 日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所 日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6	8	4(日)、11(日)、18(日)、25(日) 28(水)-31(土)
平成29年 1月	7	9	1(日)-5(木) 8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	6	5(日)、10(金)作業不能日、11(土)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、20(月)、26(日)
4月	7	7	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、28(金、)-30(日)
5月	6	10	1(月)-7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	6	4(日)、10(土)、11(日)、17(土)、18(日)、25(日)
7月	7	7	2(日)、9(日)、16(日)、17(月)、 18(火)作業不能日、23(日)、30(日)
8月	6	8	6(日)、11(金)-15(火)、20(日)、27(日)
9月	6	6	3(日)、10(日)、17(日)、18(月)、24(日)、28(火)作業不能日
10月	7	7	1(日)、8(日)、9(月)、15(日)、22(日)、 23(月)作業不能日、29(日)
11月	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
12月	7	7	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)、29(金)-31(日)
平成30年	6	11	1(月)-8(月)、14(日)、21(日)、28(日)

【審査項目⑱】《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

- ①月残業 45 時間以内、月水金ノーマル残業デー18:00 まで、火木 20:00 まで
- ②事務所や階段などにポスター設置、各自パソコンに帰宅時間明示



③日や月によるばらつきはあるものの、月毎平均ではおおよそ目標クリア

■施策(二)

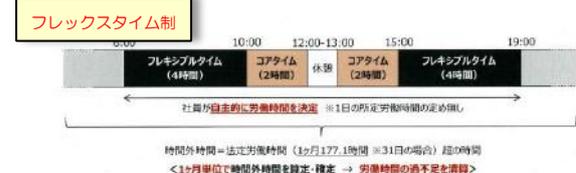
- ①4 週 7 休確保のため長期休暇や職員の交代で休暇取得
- ②現場事務所に、先 3~4 か月分の休暇予定表を張り調整、システム管理、休暇取得確認



③月によるばらつきはあるものの、月毎平均ではおおよそ目標クリア

■施策(三)

- ①プレミアムフライデーやフレックスタイム制度(導入予定)などの柔軟な働き方
- ②会社からの通達、出勤管理システムの変更など会社主導の働き方改革
- ③特に、遠距離へ帰宅する単身赴任者については飛行機の時間もあり、プレミアムフライデーやフレックスタイム制で金曜日の夜や月曜日の朝など柔軟な働き方を試行中。



【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 写真

ビデオやパワーポイントの映像や資料で作業員教育



避難訓練、消火訓練、津波地震避難訓練



発注者、監督署、労働衛生コンサルタント安全研修



平成29年度県工事新規就労者等安全講習会の開催案内
(県工事等受注者の方へ)

有償・復興工事の最盛期に伴い、県発注の工事では沿岸地域を中心に労働災害が増加して
事業に新規就労した方や下請会社の経験が少なくなっていることから、県発注の工事等に
就労者及び下請会社の主任技術者を対象に安全衛生教育を実施し、労働災害の防止を図るこ
と。

※ 発注の工事等に従事する新規就労者(下請業者を含む建設業での経験年数が概ね3年未満の
雇員の主任技術者)

平成29年度気仙沼・南三陸地区労働災害防止連絡会議
建設工事安全管理研修会実施要領

の労働災害防止を図るため、労働災害の発生の現状を把握する、
止のために必要な制度及び技術等を確立し、現場安全管理の

【三陸地区労働災害防止連絡会議
員】
・石巻労働基準監督署
・宮城県気仙沼土木事務所
・宮城県気仙沼地方振興事務所
(農林振興部、水産漁業部、南三陸支所)
・気仙沼市

② 説明文

建設工事従事者の安全衛生に関する知識習得への支援として、毎月の安全教育においてビ
デオやパワーポイント、資料などを使い、職長としての安全管理や災害事例の水平展開、雪
道の安全運転留意事項、体幹体操などについて幅広く知識習得支援を行っている。また、発
注者、監督署などが主催する安全管理研修会に元請社員や協力会社主任技術者、新規就
労者など経験、能力、立場等に応じて参加してもらい安全衛生教育の推進を行っている。

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果

職長会による安全パトロールの実施、職長会昼食会にて安全他に関する意見交換
建築現場との職長交流安全パトロール実施、意見交換

■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果

ヒヤリハット報告や日頃の安全衛生活動を参考にして、3か月に一度安全大会で作業所内安全表彰の実施。元請と職長会から表彰し、安全意識の啓発、向上を行っている。

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果

地元消防署による AED 使用講習会実施、安全教育(ビデオ、資料)により全作業員に教育
現場においている場所と使い方を理解し、緊急時に使えるよう訓練。現場に AED2 台設置。

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) ①写真



②具体的な機能・効果
作業所近くの道路清掃、河川清掃、草刈などを定期的に行い地元、社会貢献を行っている。
発注者のスマイルバープログラムにも参加してサポーター認定されており報告会も行っている。

■施策(二) ①写真



②具体的な機能・効果
地元小学校やサーフィンクラブ、漁業関係者とコミュニケーションをとり要望を聞きながら工事を進捗させ感謝状を受領。ボランティアにも参加し社会貢献。今年は見学会も開催予定。

■施策(三) ①写真



②具体的な機能・効果
環境配慮型の防潮堤工事として、学識者の意見を取り入れながら汽水域の希少生物(カニ、植物)保全にチャレンジし自然湿地を整備。学識者や地元、雑誌等から高い評価を得ている。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	2
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

13

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	1
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y:

24

総合計:

37

認定基準
32 ≤ 快適職場(プラチナ)
28 ≤ 快適職場

- ・⑦(三):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・⑫(二)(三):「健康・衛生保持のための施設、設備」には該当しない、もしくは不十分と判断し、加点なしとしました。